

2011年11月吉日

各位

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）

## ゲームソフトの「貸与」「上映」に関するご連絡

冠省　社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）は、次のとおりご連絡いたします。

当協会は、任天堂(株)や(株)ソニー・コンピュータエンタテインメントをはじめ、日本国内外の約200のゲームソフトやビジネスソフトの製作会社が会員となって構成する社団法人であり、コンピュータソフトウェアの著作権保護活動を行い、その一環として、著作権侵害行為に対する注意喚起や会員の刑事手続の支援業務などを行っております。

昨今、ファミコン・Wii・ニンテンドーDS・プレイステーションなどの家庭用ゲーム機器及びゲームソフトを店舗に備え置き、顧客に貸し出して店舗内に設置されたテレビモニターに映写して遊技させるなどのカフェやバーが存在しております。

ご承知のことと存じますが、店舗の営業において、店舗の管理のもとでゲームソフトを顧客に貸与・上映する行為は、ゲームソフトの著作権者の許諾を得ていない場合には、貸与権（著作権法26条の3）・上映権（著作権法22条の2）等を侵害する行為となります。

これらの著作権侵害を行った場合、民事上差止請求の対象となり、損害賠償責任を追及されるのみならず、刑事処罰の対象ともされております（著作権法第119条1項により法定刑は10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその両方。法人の場合には3億円以下の罰金）。

その為、ゲームソフトの貸与・上映について、仮に、著作権者の許諾を得てないでそれらを行っている場合には、直ちにお止めくださいますよう、当協会は本書面によりご連絡をさせて頂きます。ご協力頂きますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

草々

### ◆本件に関するお問い合わせ◆

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 調査部

〒112-0012 東京都文京区大塚5-40-18 友成フォーサイトビル5F

TEL:03-5976-5175（平日9時30分から17時30分まで）